

議案第12号

高根沢町監査委員に関する条例等の一部改正について

高根沢町監査委員に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のよう
に定める。

令和6年2月29日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町監査委員に関する条例等の一部改正の概要について

1 改正理由

地方自治法の一部改正（令和5年5月8日公布・令和6年4月1日施行）による条ずれに対応するため、同法の条項を引用している関係条例について、一括して所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

次の3条例について、地方自治法の引用箇所を改正します。

- (1) 高根沢町監査委員に関する条例（昭和39年高根沢町条例第151号）
 - ・「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めるほか、文言の整理を行います。
- (2) 高根沢町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和50年高根沢町条例第9号）
 - ・「第243条の2の2第8項」を「第243条の2の8第8項」に改めます。
- (3) 高根沢町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和3年高根沢町条例第16号）
 - ・「第243条の2第1項」を「第243条の2の7第1項」に、「第243条の2の2第3項」を「第243条の2の8第3項」に改めます。

3 施行日

令和6（2024）年4月1日

高根沢町条例第 号

高根沢町監査委員に関する条例等の一部を改正する条例

(高根沢町監査委員に関する条例の一部改正)

第1条 高根沢町監査委員に関する条例(昭和39年高根沢町条例第151号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(請求及び要求による監査) 第2条 法第75条第1項及び法第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに法第243条の2の8第3項の規定による監査の要求が <u>あつた</u> ときは、監査委員は7日以内に監査に着手しなければならない。	(請求及び要求による監査) 第2条 法第75条第1項及び法第242条第1項の規定による監査の請求又は法第98条第2項、法第199条第6項及び第7項、法第235条の2第2項並びに法第243条の2の2第3項の規定による監査の要求が <u>あつた</u> ときは、監査委員は7日以内に監査に着手しなければならない。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 高根沢町水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例(昭和50年高根沢町条例第9号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の8第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第7条 法第34条において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2の2第8項の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が5万円以上である場合とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

(高根沢町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正)

第3条 高根沢町長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和3年高根沢町条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の7第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の8第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2第1項</u>の規定に基づき、町長若しくは委員会の委員若しくは委員又は職員（同法<u>第243条の2の2第3項</u>の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「町長等」という。）の町に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。